

目標の検討に当たっての前提

1 基本法の基本理念等との関係整理

基本法においては、11の基本理念が示されており、この基本理念の実現状況を表すような指標の選定が必要。

一方、基本理念については、バイオマス活用による具体的な効果に関するもの、留意事項的なもの等様々な観点のものが混在。

このため、以下の観点からカテゴライズした上で検討すべき。

- ① バイオマス活用による具体的な効果に関するもの
 - ・ 地球温暖化の防止に向けた推進（第4条）
 - ・ 循環型社会の形成に向けた推進（第5条）
 - ・ 産業の発展及び国際競争力への寄与（第6条）
 - ・ 農山漁村の活性化等に資する推進（第7条）
 - ・ バイオマスの種類ごとの特性に応じた最大限の利用（第8条）
 - ・ エネルギー供給源の多様化（第9条）
- ② バイオマス活用の際の留意事項的なもの
 - ・ 食料の安定供給の確保（第12条）
 - ・ 環境の保全への配慮（第13条）
- ③ プロセスに関するもの
 - ・ 総合的、一体的かつ効果的な推進（第3条）
 - ・ 地域の主体的な取組の促進（第10条）
 - ・ 社会的気運の醸成（第11条）

また、国の施策として掲げられているものの中で、目標設定をした上で取り組むべき事項についても検討すべき。

なお、現在、国際交渉が進められているものについては交渉に影響を与えるような目標設定は避けるべき。

2 国民への訴求効果の確保

分かりやすく、かつ、夢のあるものとするのが重要であり、単に数値目標を定めるのではなく、バイオマス活用により実現する理想的な社会像を目標として示した上で、当該社会像の実現度合いを示す指標を選定すべき。

3 追跡可能性の確保

基本計画については少なくとも5年毎に見直すこととされており、その際には目標の達成状況の調査の結果を踏まえることとされていることから、目標の指標は調査・追跡することが可能なものでなければならない。

(参考)

バイオマス活用推進基本法（抄）

第二十条 政府は、バイオマスの活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、バイオマスの活用の推進に関する基本的な計画（以下「バイオマス活用推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 バイオマス活用推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 バイオマスの活用の推進に関する施策についての基本的な方針

二 バイオマスの活用の推進に関し、国が達成すべき目標

三 バイオマスの活用に関する技術の研究開発に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、バイオマスの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 政府は、バイオマス活用推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

4 政府は、適時に、第二項第二号の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

5 政府は、バイオマスの活用に関する技術の進歩その他のバイオマスに関する状況の変化を勘案し、及び前項の目標の達成状況の調査の結果を踏まえ、少なくとも五年ごとに、バイオマス活用推進基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

6 第三項の規定は、バイオマス活用推進基本計画の変更について準用する。